

第 20 回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和5年 12 月 4 日(月) 午後1時30分 ～ 午後 4 時 00分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター2階 会議室
- 3、出席委員 12 名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0 名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 9 番 三原 一義 委員 10 番 藤家 豊次郎 委員
- ②第2 報告第49号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第97号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第98号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第99号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 100 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積
 計画について
 議案第 101 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 荘子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
高津原・城内・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・納富分・末光・馬渡・若殿分	田中 雅巳

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第 20 回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。
-----	--

	<p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。1番下村委員と2番中牟田委員にお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしく願います。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>改めましてこんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。冒頭、藤さんからお話がありましたが、現実的に県内も既に野菜工場は、神崎に大きなものがございまして、いつか見に行けたらなと思います。</p> <p>いよいよ年末に入り、天気がずっと続いており、農作業的にはスムーズな感じだと思いますが、まさにみかんの収穫の最盛期でもあります。先般、11月末に農業委員会全国大会がございました。私が昨日秋田から帰ってきました、重なって何日も空けることになることだったので、副会長に初めて全国大会に出席していただきました。ありがとうございました。後で副会長の方からも何かあれば報告いただきたいと思います。コロナも一応落ち着いたところで、我々も視察に行きましたし、これから先も農業情勢は、行政と繋がった運営の仕方が必要と思いますので、そういう意味ではしっかり繋がっていきたくて思っております。先般中村委員からもあつておりましたように多良岳パイロットとの連携あたりも踏まえて、今月山下議員が空いていれば多良岳パイロットと意見交換の場を設けようとしておりました。</p> <p>2月の6から9あたりで空かれるとの連絡も受けておりますので、その時にもう一度計画したいと思っております。そして、2月の月初めになりますので、総会とそれから市長への意見書の提出もございますので、何日もみなさんにご苦労いただくより集中的にお願いするかもしれないので、合わせてよろしく願います。それから、地元で全国で初めて鳥インフルエンザが発生しまして、県はもちろん我々農業委員会の職員もご苦労いただいております。早めに終息しましたが、後片付けに1ヶ月以上かかるとのことですので、みなさんも注意を払っていただきたいと思います。</p> <p>冒頭時間を取りましたので、議事進行がスムーズに行くことを改めてお願いし、それから行事関係については後だって局長の方から連絡しますのでよろしく願います。最後まで皆さんにご協力いただくことをお願いして挨拶に代えたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案説明資料1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>報告第49号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。</p> <p>今回の解約件数は、記載のとおり9件となります。</p> <p>筆数は、20筆、合計面積は、22,452平米となっています。</p> <p>登記地目および現況地目は、田が15筆、畑が5筆となっています。</p>

	<p>解約事由は、すべて双方合意によるもので、 借人変更のためが、5件 借人の申し出が、1件 あっせんのためが、2件 申出人の自作のためが、1件 農地売却のためが、1件となっています。 解約事由別に、詳しく説明しますと、 借人の変更であります1番は、来月の総会議案に計上予定です。 同じく借人の変更の4番の下段2筆、7番、8番、9番は、この後の議案第100号で、利用権の設定として、計上しています。 2番の借人の申し出については、借人が決まっていますので、中村辰則推進委員に借人を探してもらおうよう依頼しています。 3番と5番のあっせんのためは、この後の議案第100号で、公社へ所有権移転として、計上しています。 4番 上段の申出人の自作に変更は、所有者である●●●●さんが亡くなられたため、相続人である●●●●さんが自作されるものです。 6番の農地売却のためは、今後、不動産業者に売却予定とのこと。 報告第49号の説明は、以上です。</p>
議長	それぞれ皆さん方にお話が出るかと思いますが、大丈夫でしょうか。農地売却の6番についても担当委員さんにはお話がっておりますか？
事務局	不動産屋にお願いをしてあるそうです。
議長	それは委員さんに連絡が行っていますか？
事務局	すみません、流していませんでした。
議長	改めて聞きますが、それぞれのところ大丈夫ですか？ 必ず自分のところについては確認するようよろしくお願ひします。 特段なければ議案に移ります。97号についてお願ひします。
事務局	<p>議案第97号について説明します。 議案説明資料3ページをご覧ください。 1番について、説明します。 位置図1ページ、 本日配布の資料1ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番と●●●●番の2筆でございます。 登記地目、現況地目は、●●●●番が田と●●●●番が畑となっています。 面積は、●●●●番が739平米、●●●●が102平米です。 譲受人は、●●●●の●●●●さん45歳で 譲渡人は、●●●●の●●●●さん67歳の方です。 転用の目的は、貸駐車場・資材置場となっています。 施設の概要は、7台分の駐車場 133.2 平米 資材置場 36 平米 3台分の重機置場 30 平米 倉庫 132.3 平米 通路その他 612.5 平米となります。 農地区分は、2種農地です。 周囲の状況ですが、東は宅地・田、西は宅地、南は田、北は宅地となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 同時利用地として、北西側に●●●●番の一部 103 平米(進入路の宅地)があります。 倉庫は用地のみで転用後、しばらくしての計画 となっています。</p>

	1番の説明は以上となります。
議長	中村委員、説明をお願いします。
11番委員	<p>現地は、お菓子屋さんの●●●●●から●●●●●の方に、400メートルほど市道を進んで、位置図で言いますと●●●さんのとこを曲がって、●●●さんのとこの左側の庭から、侵入路を設けて現地に入る形となっています。現地の田は、大豆やナスが植えられています。</p> <p>現地の左側に幅1.8メートルくらいの里道がありますが、それに沿って水路が流れております。水は、図面で言いますと下の方から上の方に流れております。</p> <p>今回の転用による田への影響はないかと思ひます、以上です。</p>
議長	説明がありましたように、担当委員さん含めて現地確認をしたところですが、みなさんから何かございますか？中に閉じ込められたような形のところで、一応大豆は作られているようでした。
4番委員	基本的に駐車場として利用されるとのことですが、敷地内の排水というのは、本日の資料の中の水路と記載されているところで流れるような構造という理解でよろしいですか？
11番委員	周囲はブロックを3段積んで周りの宅地と同じくらいの高さになります。どこに流れるかについては、把握しておりません。
議長	<p>事務局は把握していますか？</p> <p>排水のことと合わせて、他の作付けに水が流れ込む余地があるかについても説明をお願いします。ここが埋まると、行くところないということにならないかを心配されてますので。</p>
事務局	(図面で説明)
議長	他の下に流れる水田関係は、きちんと行くということで良いですかね。他に皆さんから何かございますか。
7番委員	この●●●さんの所は空き家ですか？
11番委員	今日も通ってきましたが、洗濯物が干してあったのでおられるかと。
7番委員	譲渡人が名古屋としてあるので、一緒の人かと思ひましたがどうですか？
事務局	<p>売買契約では、利用地だけでなく宅地全体が売買契約に入っております。</p> <p>●●●さんのところも、契約上全部買うこととなります。</p>
議長	<p>わかりました。他に皆さんから宜しいですか？</p> <p>先ほど質問があったように、排水を含めた所については、注意しながら進めていきたいと思ひます。それでは、採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。続けて2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について、説明します。</p> <p>議案説明資料同じく3ページ、位置図2ページ、本日配布の資料2ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は●●字●●●●番●●、●●●●番●●の2筆でございます。</p> <p>登記地目は、2筆ともに畑</p> <p>現況地目は、2筆ともに樹園地となっています。</p> <p>面積は、2筆合計で1,299平米となります。</p> <p>譲受人は、●●●●の●●●●●さん73歳で</p> <p>譲渡人は、●●●●の●●●●●さん60歳の方です。</p> <p>転用の目的は、植林となっています。</p> <p>施設の概要は、杉、檜の植林(100本)1,299平米となります。</p> <p>農地区分は、2種農地です。</p> <p>周囲の状況ですが、東は畑、西も畑、南も畑、北も畑となっています。</p> <p>関係機関との協議はありで、その条件はありません。</p> <p>2番の説明は以上となります。</p>

議長	三原委員、説明をお願いします。
9 番委員	ここは、位置図にありますように、●●●●の正面になる場所です。現況地目は樹園地ですが、ほとんどが雑木林となっておりますので、見かねた●●●●が転用を出された形です。以上です。
議長	以前から、●●●●は地図にありますように荒れたところを植林をされているところですか。何か皆さんからございますか。 なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは98号についてお願いします。
事務局	議案第98号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」説明します。 1番について、説明します。 議案説明資料4ページ 位置図3ページ 本日配布の資料3ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●●字●●●●番●●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、共に田となっています。 登記面積は、468平米です。 申請人は、●●●●の●●●●さん59歳の方です。 転用目的は、農業用倉庫で 施設の概要は、1棟の農業用倉庫98平米 5台分の駐車場22.5平米 その他347.5平米となっています。 農地区分は、3種農地で用途区域となっています。 周囲の状況ですが、東は田、西も田、南も田、北は道路を挟んで田となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 1番の説明は、以上です。
議長	木下委員、説明をお願いします。
7 番委員	ここは、●●●●さんのいちごハウスの前にある自分の田んぼを造成して倉庫を建てるとのことで、造成が道路より高くないようになど、その辺は地元で話をしております。周りもほとんど、●●●●さんの耕作地ですし、問題ないかと思えます。
議長	田中委員、何かございませんか。
田中推進委員	特段ありません。少し前から、小屋を作りたいという話は聞いていましたし、近くで規模を拡大して置くところもないと言われておられたのでそうなるかなとは思っていました。
議長	ここは、自己管理でなにも作ってらっしゃらなかったのですかね？ ほとんどこの辺は住宅地に変わりつつあり、元々農道で車も少なかったと記憶しておりますが、何か皆さん方からございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。
7 番委員	追加ですけど、この分筆登記する段階になって、隣接地の●●●●さんのところと畔教会にずれがあったということで、16平米を●●●●さんに譲渡するとのことでした。
事務局	次の議案に上がっております。
議長	わかりました。それでは、99号に移ります。
事務局	議案第99号について説明します。 議案説明資料5ページ 位置図4ページをご覧ください。 1番について、説明します。 土地の所在は、大字●●●●字●●●●番の1筆でございます。

	<p>登記地目、現況地目は、ともに畑となっています。 登記面積は、417平米です。 譲受人は、●●●の●●●●●さん76歳の方です。 譲受理由は、空き屋に付随する農地の売買で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、5kmですが、転居後は自宅に隣接しています。 農地法第3条の現地確認調書には、 中村農業委員と 山本農地利用最適化推進委員 で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があつています。 1番の説明は、以上です。</p>
議長	<p>現地報告を、中村委員。</p>
11 番委員	<p>現地は、位置図にありますように●●●●の●●●●のちょっと先から、●●●●の方に100メートル入った所にあります。先月この建物の左側が非農地証明願いが出たところ です。 今回は、空き家に付随する農地で、●●さん夫婦が既に住んでおられます。畑はきちんと手入れされておりまして、この畑自体外側の付近を樹木で囲まれており、内側を千葉畑として活用されると思います。 奥さんのお兄さんの●●●●●さんから、機械を借りたり教わったりして畑をすることで行行政書士の方から説明を受けました。</p>
議長	<p>何かみなさんからございますか？無ければ採決を取ります。賛成の方。 (全員賛成)ありがとうございました。それでは、2番についてお願いします。</p>
事務局	<p>2番について、説明します。 議案説明資料同じく5ページ 位置図5ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●●字●● ●●番●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに田となっています。 登記面積は、16平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●●さん57歳の方です。 譲受理由と譲渡理由ともに筆界錯誤による修正となっています。 譲受人の通作距離は、300メートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 木下農業委員と 田中雅己農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があつています。 この案件は、先ほどの農地法第4条の転用許可申請に隣接しており、転用申請に伴い測量を行ったところ、登記上の筆界誤差があつたため、現地境界に合わせて分筆し所有権移転を行うものです。 2番の説明は、以上です。</p>
議長	<p>ここは、木下委員さんが言っていたように、現況に合わせてし直すという理解で良いのですよね？</p>
事務局	<p>そうです。石積みがあり、そこに合わせて測量をされたところ実際は●●さんが使われていたとのこと。</p>
議長	<p>修正ということでの処理となります。2番について賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。3番についてお願いします。</p>
事務局	<p>3番と4番は、隣接していますので、一括して説明します。 議案説明資料同じく5ページ</p>

	<p>位置図6ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●番●、●●●番●の2筆でございます。 登記地目は、現況地目は、すべて畑となっています。 登記面積は、2筆合計で、277平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●さん51歳の方です。 譲受理由は、2筆ともに経営規模の拡大で 譲渡理由は、2筆ともに農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、500メートルとなっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 中牟田農業委員と 山下農地利用最適化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があつています。 3番と4番の説明は、以上です。</p>
議長	中牟田委員、説明をお願いします。
2番委員	<p>●●●●さんは、この地区が重点地域に指定されているので、ぶどう園をするということで、この二人は3条で購入されるのですが、二人とも親戚になります。 シャインマスカットをやるということで、補助金をいただきながらの規模拡大ということになります。以上です。</p>
議長	現状は何を作られていますか？
2番委員	みかんを作られています。
議長	規模拡大でぶどうをとのことですが皆さん方から何かございますか？
2番委員	<p>●●では●●●と●●●を重点地域に指定していただいています。2人の方が手を挙げてぶどうをやるということで申請されました。15%が個人負担、85%は国、県の負担ということで話を聞いております。この集落は、海苔とみかんとので兼業が多いのですよ。こんな状況ですから、今がチャンスということで兼業でやらないか説明をしたいと思っています。</p>
議長	<p>分かりました。皆さんから何かございますか？ それでは3番、4番について採決を取ります。3番賛成の方。(全員賛成)4番賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。続いて100号についてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第100号について、説明します。 議案説明資料は、6ページから14ページまでとなります。 この案件は、1議案で40件ございます。 14ページをご覧ください。 33番から40番は、あっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。その時期は、12月12日の予定です。 9ページから13ページをご覧ください。 21番から32番は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。 新規が6件、更新6件となります。 契約期間は、新規の6件すべて5年 更新の6件すべて3年となっています。 権利の種類は、12件すべて賃貸借となっています。 6ページから8ページをご覧ください。 1番から20番までの20件は、利用権が設定される案件です。 20件のうち、新規が7件、更新が13件となっています。 また、20件のうち、賃貸借権の設定が18件で、使用貸借権の設定が2件となっています。 賃貸借権の設定18件のうち、現金扱いが8件、</p>

	<p>物納扱いが10件、となっています。</p> <p>契約期間については、全20件のうち、10年が4件、5年が12件、3年が3件、1年が1件となっています。</p> <p>議案第100号についての説明は、以上となります。</p>
議長	何かございますか。
4番委員	本案件に私の案件がございますので、一旦退席します。(4番委員退席)
議長	三部のところで、農業公社から新規で挙がっていますが、5000円というのは誰が決めたのですか？
事務局	本人さん同士の話し合いで折り合いがついたと聞いております。
議長	単価は生産組合長さんと話して決めてますので、一言連絡をして頂きたいです。田中推進委員はサインされているのですか？
事務局	場所的には確かに8000円が妥当ですが、お二人で最終的に折り合いがついたのがそこなので、仕方ないかなとはおっしゃいました。電話で了解は得ております。
議長	<p>ここは保留にしてください。公社でも、新規でそういう事情があるところについては、地元の推進委員なり農業委員さんとも協議するようにしてください。</p> <p>皆さんから何かございますか。更新は通知が行っていると思いますが、新規についてはみなさんご存知ですか？特段なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。それでは、101号についてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第101号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明します。</p> <p>議案説明資料は、15ページ</p> <p>位置図は7ページ</p> <p>当日配布資料4ページをご覧ください。</p> <p>1番について、説明します。</p> <p>この農地は、平成27年の農地利用状況調査で、遊休農地と判断されたところになります。</p> <p>所有者からの「非農地通知」を發出してほしいとの申請があり、今回の議案計上となっています。</p> <p>土地の所在は、大字●●字●●● ●●●番●●、●●●番●●の2筆となります。</p> <p>登記地目は、ともに畑で、</p> <p>現況地目は、ともに樹園地となっています。</p> <p>面積は、2筆合計で1,777平米となります。</p> <p>所有者は、●●●の●●●●●さんです。</p> <p>判断結果は、非農地です。</p> <p>現況確認日は、現地調査日で、令和5年11月21日となります。</p> <p>耕作放棄地の把握は、平成27年8月10日の農地利用状況調査になります。</p> <p>その時の判定は、黄色判定となっています。</p> <p>本議案が可決されれば、所有者や関係機関に「非農地通知」を發出する流れになります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ここはずっと前から荒れていた所になります。</p> <p>非農地にするのと畑にするので価格は変わるのですか？</p>
事務局	今回の申請地は、周りにほとんど太陽光が建っております。今回の申請もおそらく木下委員からではなく、峰松不動産の方から要請があったものです。今すぐに太陽光の話はありませんが、早いこと変えて欲しいとお願いされています。
議長	<p>あの辺は、荒れたところを非農地にして、太陽光の誘致をしていたわけですね。</p> <p>以前から、あの周辺はご存じのように荒れてしまっていて、農地として認められないと決定</p>

	<p>しておりました。そのあとにずっと太陽光がきて、現地に行くといほとんどが太陽光になっていて、極端に言うと木下さんの所だけが残っている形になっています。</p> <p>山本さんの説明をということになります、状況的にはそういうことなので省略させていただきます。</p>
2 番委員	現状は、荒れているのですか？
議長	<p>今はもう、そこまで荒れていません。以前雑木林のようになっていた所がついでのような形できれいになっています。</p> <p>他に特段皆さんから無ければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和5年1月5日 鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">会 長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">9 番委員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">10 番委員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">事務局長 ㊟</p>

